

貝島町自治会 慶弔金等の支出に関する規定

(慶弔金支出対象と慶弔金額等)

支出対象と慶弔金額等は下記の通りとし、原則として会長が届けるものとする。

1. 当自治会の役員及び組長の死亡に対する弔慰金。
 - (1) 現役の役員・組長 10,000円
 - (2) 同上 生花 1基
2. 当自治会の役員の配偶者及び同居の両親の死亡に対する弔慰金。
 - (1) 役員の配偶者 5,000円
 - (2) 役員の同居の両親 5,000円
3. 当自治会に係る団体責任者の死亡に対する弔慰金。

現役の各種団体の長 5,000円
4. 当自治会に係る慶事に対する祝い金。

各自治会や各種団体が主催する行事で当自治会長宛に招待状をいただいた慶事。
5,000円
5. 現役の役員等の自治会活動での事故やケガの場合。

自治会活動保険の保険請求手続きをおこない、支払われた金額を見舞金とする。
6. 現役の役員及び組長が病気又は私的事故やケガで入院が2週間以上の場合。

5,000円
7. 慶弔金に係るお返しは辞退することとする。
8. 本規定の「役員」とは、執行部の五役と支部長・常任委員とする。
9. この規定に定めるもののほか、必要と思われる慶事等の取り扱いに関しては、役員会又は五役会議に諮って定める。

附則 (施行期日)

この規定は、平成29年4月22日から施行する。